

令和3年5月31日付け栃労発基 0531 第2号「[石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令等の施行について](#)」をもって、会員企業等への周知依頼がありました。

その概要は、労働安全衛生法第55条で石綿含有製品の輸入・製造・譲渡・提供・使用が禁止されているところ、直近、石綿含有珪藻土製品の流通事案が発生しているところから、今回の改正は、同種事案の再発防止のため、石綿が含有されていないことの確認等の指導事項の一部を法令化するものです。

○ [厚生労働省「当省令の一部を改正する省令案概要」参照](#)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000772384.pdf>